

船橋市一般廃棄物処理基本計画(素案)に対する意見募集の結果について

船橋市一般廃棄物処理基本計画(素案)に対する意見募集について、ご協力いただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見およびそれに対する本市の考え方について、取りまとめましたので公表します。

1. 意見募集(パブリック・コメント)の実施概要

(1) 意見の募集期間

- ・令和3年12月15日(水)～令和4年1月14日(金)

(2) 意見の募集方法

- ・広報ふなばし(令和3年12月15日号)及び市ホームページに意見募集(パブリック・コメント)のお知らせ掲載
- ・資源循環課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・連絡所、各公民館、各図書館、市ホームページにおいて関係資料を公表

(3) 意見を提出することができる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・この案に関し利害関係を有する方(市内で事業を営む方など)

(4) 意見の提出方法

- ・郵送、ファックス、電子メール、直接持参のいずれかの方法

(5) 意見総数

- ・10件(提出者数2者)

2. お寄せいただいたご意見と本市の考え方

※ご意見の概要については、主旨が変わらないよう、一部表現を調整しています。

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	P8、P36 SDGs 標記(説明)について	<p>・上位計画の、第3次船橋市環境基本計画で、SDGsの考え方を取り入れていることから、本計画でも取り入れていると思いますが、本計画の最初に、その主旨を記載した方が解りやすいと思います。本計画で、いきなり8Pで記載していますが、第1節の最初にSDGsの考え方を取り入れる旨、記載するか、1.5として、SDGsの説明をした方が全体的に解りやすいと思います。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、1ページ 第1章 第1節1.1を下記のとおり修正し、8ページを2ページに移します。</p> <p>1ページ 7行目</p> <p>【旧】本計画は、平成29(2017)年2月に策定した船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定するとともに、第10次千葉県廃棄物処理計画を踏まえ、本計画に食品ロスの削減の推進に関する法律第13条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を内包するものとします。</p> <p>【新】平成29(2017)年2月に策定した船橋市一般廃棄物処理基本計画(以下「前計画」という。)は、策定から5年が経過し、環境問題を取り巻く状況が変化していることから、食品ロスの削減やプラスチックの排出抑制、SDGsといった国内外の動向や、第10次千葉県廃棄物処理計画を踏まえ、新たな計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。</p>
2	P186	<p>・資料186Pに、1.2 SDGsターゲットと施策及び取り組みの関連性が記載されていますが、折角ここまで記載するのであれば、SDGs目標(17)・ターゲット(169)・指標(232)の代表的な指標との関連性も記載した方が、より分かりやすいと思います。</p>	<p>・SDGsの代表的な指標は国家規模での指標であり、自治体の施策とは規模感が異なり、関連性が示しにくいいため、ターゲットまでの記載とします。</p>

3	P12 コラム：燃やしたら終わり？最終処分場の話	<p>・焼却灰の話は、重要であり、環境学習上からも大事なテーマだと思います。もう少し具体的に、どこにどのくらい処理しているか、また課題を明確に記載した方が良いと思います。</p>	<p>・処理量については、毎年度変動があるため、明確な記載は控えたいと考えますが、ご意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。</p> <p>12ページ コラム 5行目</p> <p>【旧】他の自治体の最終処分場へ埋め立てをお願いしています。</p> <p>【新】令和2年度においては、秋田県小坂町、山形県米沢市にある最終処分場へ埋め立てをお願いしています。</p>
4	P22、P37、P39、P43	<p>・環境学習の推進を重点的な取り組みとして位置付けているのは、とても大切なことだと思います。43Pの①～⑤の具体的な計画はどのように考えているのでしょうか。実施時期、数値目標、内容等</p>	<p>・現在、小中学生向けの環境学習の資料を作成中であり、市職員による授業補助だけでなく学校の授業でも活用していただく予定です。また本計画策定後に、毎年度行動計画を策定し、目的の達成に向けた具体的な施策と数値目標を定め、進捗管理をしてまいります。</p>
5	その他	<p>・オンライン or リアルの “地球温暖化とごみを考える！” “地球温暖化とSDGsを考える！” の出前講座の需要が増えています。</p>	<p>・頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
6	その他	<p>・本計画策定後の普及活動として、例えば概要版を全26公民館・4図書館等で配布することを検討願います。</p>	<p>・本計画の普及活動としては、概要版等を利用し市民説明会を開催し直接ご説明するほか、概要版の公共施設への配架を実施予定です。</p>
7	P30 プラスチックの処理	<p>プラスチックの焼却処理に反対です。中間処理施設を設置しプラスチックリサイクルを実施すべきです。都内の区部（2区）では容器包装と製品プラを同時に回収しリサイクルをしています。容器包装の負担金を得るためには容器包装プラと製品プラとを分けてべール化しなければならないので中間処理をしています。中間処理は機械選別はまだ精度が高くないので人海戦術での中間処理になります。中間処理施設</p>	<p>・ご意見のとおり、プラスチックを材料リサイクルやケミカルリサイクルとして再商品化する場合、中間処理施設の設置が必要になります。またこの他にも収集運搬費用など多大な費用がかかります。一方で、温室効果ガスの削減効果については、収集運搬時や材料リサイクルなどの再商品化時に排出される温室効果ガスを考慮しますと、本市の清掃工場が全国的に見て高い効率で廃棄物発電ができる設備を有していることから、焼却処理し発電を行う場合</p>

		<p>を作る場合は将来機械処理に変更できるよう処理ライン等冗長を取った設計をお勧めします。製品プラは市の歳費の持ち出しとなるのでコスト高になりますが、プラスチックリサイクルを実施することで市民の分別意識が向上し、前述の区部の例でも資源化率は3割を超えることが可能となります。海洋プラスチックの対策としても市民に意識向上を訴えるだけでなく実際にリサイクルしていくことで率先垂範していかなければプラの使用は変わらないと思います。</p>	<p>とでは、現時点で大きな差がありませんでした。このことから、当面の間、プラスチックごみは清掃工場での焼却処理を継続することといたします。しかしながら、プラスチック資源循環促進法の趣旨に則り、国、県、近隣市などの動向を注視しながら引き続き検討いたします。また、海洋プラスチックごみ問題等の環境問題への対応として、使い捨てプラスチックの削減など、より一層の啓発に取り組んでまいります。</p>
8	その他	<p>・リサイクル率にほとんど影響を及ぼさないが、市有施設で拠点回収ボックスを置き割りばしリサイクルをしてはどうでしょうか。青森市等で実施しており、回収したものを製紙会社に郵送し紙にリサイクルしてもらうものです。(経費は郵送代のみ) ただ竹箸はNGなのでチェックは必要になりますが市民のリサイクル意識の醸成には役立ちます。</p>	<p>・頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
9	その他	<p>・家具のリユースを市はやめてしまいましたが復活を希望します。民間のリサイクル業は購入後5年以内の家具しか扱わないので該当しないものはすべて粗大ごみになってしまいます。家具や食器等のリユースする施設を設けることでごみの減量につながります。</p>	<p>・リユースについては、46ページ 第2章 第2節 3.2.1 発生抑制行動の推進 に記載のとおり、本市のリユース事業の可能性を検討してまいります。</p>
10	その他	<p>・粗大ごみの家具もパーティクルボード化も可能だと思います。リサイクル率向上につながります。</p>	<p>・頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>